

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

経済から政治へ

2

ベネチア・サミットについて

総評解散阻止が最大の課題

5

労働運動の動向と労働「統一」問題

資料1 労研センターのよびかけ

総評の「全的統一」方針に強く反対

10

昭和電工の労務政策と労働者意識

12

資本の小集団活動とたたかう

法を無視した「出向」の強行

15

JR東日本は労働委員会の勧告を守れ

いたずらか、故意の挑発か？

西独市民のソ連領空侵犯について

16

資料2 各地方労働委員会の勧告・要望

16

編集部だより

11 読者からのおたより

18

好評発売中

労働戦線の全的統一と全民労連の発足

旬刊社会通信

NO. 340

一九八七年七月二日

一九八七年七月二日発行

(毎月一日・二日・三日発行)

■ 巻頭言 ■ 経 済 か ら 政 治 へ

ベネチア・サミットについて

サミット三つの分析視点

ベネチア・サミットの結果は一義的ではなく、きわめてさまざまな論評を生んだ。これらの論評の分析にあたって三つのポイントを抜き出すことができる。

第一に、主要資本主義諸国の指導者たちは、これら諸国間の貿易・経済上、通貨財政上の矛盾に関連する諸問題（そもそもその解決のためにサミットの構想が生まれたのだ）についての具体的決定を事実上何一つ採択しなかった。第二に、あらゆる点から判断して、米国のネオグロバリズム的行為、とくにペルシャ湾での行為にパートナー諸国を引きずり込むためにサミットを利用しようとしたレーガンの試みは失敗した。第三に、ベネチア・サミットはその参加者たちが時代の精神を、新しい政治思考の引力と核破局の防止をめざす諸国民の意向の高まりを無視するわけにはいなくなっていることを示した。これを証明しているのが、東西関係に関する宣言だ。ただしこの宣言には「いやみ」（ソ連のイニシアチブに対して警戒を怠るなどという呼びかけ）もたつぷり盛り込まれているが。

「レーム・ダックの集い」

今回のサミットは通算一三回目だったが、迷信深い人たちはこの数を縁起のよいものとは考えていない。いずれにせよ、世界の新聞論調は、この会議にあまりいい形容をつけなかった。「レーム・ダックの集い」「失意の人々のフォーラム」「やがて過去の人となる者たちの会合」——こういった意地悪い見出しには明らかに誇張はあるものの、一面の真理も含まれている。恐らく、この種の会議でこれほど多くの参加者が困難な内政問題をかかえているのは、かつてなかったことであろう。

ベネチア・サミットにとつてまことに象徴的だったのは、そのホスト役のファンファニーニの地位であった。彼は首相代行としてホスト役をつとめた。イタリアでは政局混迷が相変わらず続き、一四日の総選挙を控えていた。イギリスの総選挙は一日で、サッチャー首相は三日間のサミットのうち一昼夜しかベネチアに滞在できなかった。イタリアのANSA通信は参加者にきわめてきびしい評価を下した。「言うまでもなくレーガン大統領はイランゲートに巻き込まれてすでに落ち目であり、わずか一年前には総選挙に圧勝して不動の態勢を固めたかに見えた日本の中曽根首相も、いまや自分の党の分裂に直面すること余儀なくされ、党のかなりの部分が彼に反対している。容易ではない共存の状況下に置かれたミッテランとシラクは、その光輝をかなりの程度まで失った。双頭のフランスの生きたシンボルとなっている。しかもフランスは米国と同様に大統領選を控えている。サッチャーとファンファニーニは、自らの将来も定かならぬ二つの政府のトップに立っている。コールはハンブルグとファルツの選挙でのキリスト教民主同盟の予想外の敗北の傷口を相変わらずなめている」

要するに今回の登場人物たちは「七大国」の経済政策をもっとよく調整するという彼らにとつて永遠の問題と取り組むには、ベストコンディションにあるとは言えなかった。誰もが調整を主張している。だがそのような調整を有効なものにするためには、各国が具

体的な義務を負わねばならない。まさにここに障害があるのだ。

上述の内政上の理由からベネチア・サミットの参加の大多数は、自らの失敗を人目にさらすよりは、パートナーに対し重大な要求をつきつけないようにしたほうがよいと考えたようだ。ベネチアでの討論が奥歯に物がはさまったようなものの少ないものだった理由は、まさにここにあるに違いない。とは言っても参加者たちは、これまた内政上の考慮から、サミットの成果をしきりに吹聴してはいるが。

具体的合意はなにもなし

ベネチアで採択された経済問題に関する宣言には、具体的合意は含まれず、またしても相互の結構な意図を列挙しているにすぎない。いわく、米国はその財政赤字を減らし、日本と西独は輸出入のバランスをとり、サミットのすべての参加国は保護貿易主義的措置を差し控えることが望ましい、と。昨年、東京サミットの参加者は「国際通貨および貿易制度の機能を向上させるために共同して事にあたっていくとの決意」を確認した。ところが実際には米資本あるいは公定歩合を、あるいはドル相場を、自分に有利なように操作し続けている。フランスの新聞の表現によると、米国は他の諸国の貯蓄を輸入したり、言うなれば自分の債務を輸出したりしている。ところが今度は、ドル相場の下落は自分たちに有利だと判断した。対外債務を間接的に減らすことになるからだ。ドル建ての貸付金に対して外国の債権者は自国通貨に換算すれば少ない金利を受け取っている。

パートナーたちはワシントンには為替相場の安定を要求し、東京には貿易のインバランス解消を求めた。日本の商品の圧力は北米と西欧に共通の頭痛のタネとなった。昨年度の日本の対米輸出超過は約六〇〇億ドル、EC諸国に対しては一八〇億ドルに達した。周知の通りワシントンは東京に対し戦後初めての貿易制裁を加えた。一連の日本商品に総額三億ドルの罰金的関税を課した。

ベネチアでレーガン大統領は中曽根首相に対し、この関税を五一〇万ドルだけ減らす意向を伝えた。このシンボリックな「プレゼント」は恐らく、米国の貿易制裁によっても、また現在のドル安円高のもとで米国市場での日本製品の競争力が低下したことによっても日本の輸出が以前より積極的に西欧を志向し始めたことに対する「褒美」として与えられたのかも知れない。その逆に西欧は憤慨している。西欧の対日貿易の入超は本年度には二二〇億ドルを超えるかも知れないのだ。

政治同盟に転化

今回のベネチア・サミットも参加諸国の利害をはっきりと反映していた。相対立し合う三極間（米・西欧・日）のパートナーシップ構想が生まれたのは、七〇年代のオイル・ショックのときであった。毎年開催される経済首脳会議は、帝国主義諸国間の矛盾の激化を抑え、生産の減退を止め、インフレや失業者を減らし、資本主義体制にとって危険な社会的・政治的結果を和らげる道具として考えだされた。

自己保存の本能は、ライバル同士をして共通の難事の前に協調することを余儀なくさせた。しかし、目的は、ばらばらであった。米国は、資本主義世界で絶対的支配権を失って以来、三極パートナーシップを主張するようになった。米国が資本主義最大の国であることに変わりはないが、二五年前に米国が商品とサービスの生産において現EC加盟国と日本の合計を上回っていたのに、いまやECだけで米国のそれを上回っており、日本は米国

のGNPの約半分を占めるにいたった。

ワシントンは相互依存と協調を主張する一方で、パートナーに対し経済的な手段だけでなく政治的な手段によっても自分の意思を押しつけようとした。西欧と日本は、定期的な首脳会議を新しい力関係をワシントンに理解させる絶好のチャンスと考えた。実際には逆のことが起こった。米国にとって不利な通貨・金融問題の討議を二義的なものにし、同盟国としての連帯に重きを置こうとする米国政権のもくろみは年々強まった。

前回の東京サミットにおけるレーガンの目的は、チェルノブイリ原発の事故を口実とした反ソ・キャンペーンに同盟諸国を引きずり込み、米国のリビア襲撃を正当化することにあった。この二つの問題についてのワシントンの作戦は成功し、しかるべき文書が採択された。ベネチアではワシントンは、同盟諸国をベルシャ湾における米国の冒険の共犯者にしようとした。西欧と日本は米国よりも一〇倍もこの地域の石油に依存しているのだから、シーレーンのパトロールに参加するかあるいはその費用を負担すべきだと主張した。

ワシントンの要求に同盟諸国はおびえた。と言うのも、同盟諸国は、ベルシャ湾における米国の軍事プレゼンスの増大の裏に米国による対イラン攻撃の可能性が存在することを憂慮していたからだ。"国連軍"構想は支持されなかった。ベルシャ湾情勢に関するサミットの声明は、きわめて一般的な性格のものであった。サミット参加諸国は航海の自由の原則を確認し、イ・イ戦争の早期停止を支持しただけであった。

東西問題が課題に

ベネチア・サミットは、現代の抜本的な問題が話し合われるとき、先進資本主義諸国の指導者たちができるだけそれを避けようとしていることを示した。

「毎日新聞」は、「ベネチア・サミットの主役はモスクワであった」と書いたが、これはゴルバチョフの個人的な任期とソ連のイニシアチブが西欧に与えた影響の大きさを物語っている。東西関係は、米国がベルシャ湾情勢の討議に力点を置こうとしたのにもかかわらず、政治問題の討議の中心テーマとなった。ガーディアン紙によれば、米国大統領と他の西側指導者は、ソ連で起こっている変化に新しくアプローチし、真剣に対処する時が来ていることをベネチアではっきりと認めた。

ベネチア・サミットは東西関係に関する声明を採択した。そこではとくに次のように強調されている。「われわれは、ソ連の内外政策の最近の動向を強い関心をもって見守っている。われわれは、それが東西諸国間の政治、経済および安全保障上の関係の改善のため、重要な意義を有するものになることを希望する。同時に、大きな相違が引き続き存在している。われわれはいずれも、ソ連の政策のすべての側面に対応するにあたって、依然、慎重な警戒を維持しなければならない」

ファイナンシャル・タイムズ紙によると、この文書は「東西関係に対して最も希望を抱かせる評価」を反映している。と同時に、この声明がユーロミサイルに関するソ連の提案に触れていないことを指摘せざるをえない。サミット参加者は、この問題はサミット後レイキャビクで開かれるNATO外相会談で決められる問題だと主張していた。その代わり彼らは、核抑止論信奉を再度強調することは必要だと考えた。

このように、ベネチアの鏡にはサミットにおける各国の見解が映しだされた。米国はベネチア・サミットで列の先頭を守ることができたし、西欧と日本にとって米国の押し付けに対抗するもう一つの可能性を得たサミットであった。

総評解散阻止が最大の課題

——労働運動の動向と労戦「統一」問題——

一、当面の課題

労戦「統一」問題について、本誌では何度もその本質を訴えるなかで、当面する総評・各単産大会に関する態度として、総評解体阻止に全力をあげること、その際に特に力を入れなければならないことは、労戦再編の本質を明らかにし、大衆討議にかけ、これをつみあげて単産大会にもち寄ることだと訴えた。具体的には——

- ① 民間単産について
 - (1) 全民労協未加盟単産は、ひき続きその態度を堅持し、真の全統一向けて努力しなければならぬこと。
 - (2) 既加盟単産は、連合組織への加盟を新たな上部団体の加盟問題として、徹底的な大衆討議と民主的機関決定を求めていかなければならぬこと。
- ② 官公労の単産について
 - (1) 「五項目補強見解」の実現、「三つの問題点」の解決に全力をあげなければならないこと。
 - (2) これが実現できない時には、連合体移行に賛成することはできないこと、等である。

二、総評の方針は、総評を解体

われわれはなぜ総評解体阻止をいうのか。そのために各単産大会で上記の方向で頑張らなければならないのはなぜか。すでにしばしば述べてきたように、それは、今度の大会に提案される総評の方針は、真の全統一ではなく、自らを解体して全民労連に吸収・合体させる方向であるからである。つまり、同盟・J・C路線による日本労働運動の統合⇨右翼的再編にはかならないからである。

同盟・J・C路線にのみこまれて総評がなくなってしまうていいのか。われわれは今、そのみちを許すかどうかの大きなたたかいのヤマ場を迎えている。今ここで全力をあげてたたかわないで、右傾化阻止をいうのはむなし。マルクス・レーニン主義者は、どんな条件下にあらうともその思想を捨ててはならないし、たたかいを放棄することはできない。しかし、それを理由にして、現在の、日本労働運動の当面の闘争の環である右翼的再編反対のたたかいをあいまいにするようなことがあつてはならない。どんなに困難な条件下にあらうとも、当面の焦眉の課題に対して、全力をあげてたたかわなければならない。その基本は、全民労連の本質をあばき、労資一体化路線の危険な内容を明らかにすることである。今こそ職場のすみずみにまで大衆討議をおこし、右傾化に抗する力をつくりあげるために全力をあげなければならない。そのためには、活動家の間で早急に学習会をおこなうことである。

まず、総評第七七回定期大会に提案される方針（いわゆる「全統一」の方針）がどういう内容をもっているか、事態はどのようになっているかを正確にとらえ、意志統一する必要がある。

総評本部は、二つの大会を「全統統一」へむけて「全組織をあげて決断する大会」としている。方針（案）の特徴は以下の通りである。

(1) 総評方針の特徴

総評の「全統統一」の方針は、事実上、全民労連を母体とするものであることが明確になった。

①総評は、全民労協の「連合組織移行を了承」し、「これを官公労働者を含めた労働戦線の全統統一へ完成させていく」ことであるとされている。

これは何を意味するか。具体的に考えてみよう。

イ 「進路と役割」という明確な路線をもち、五〇〇万をこえる組織人員を擁する民間部門の全国的中央組織（ナショナル・センター）が生まれ、それは年々組織が強化されていく。

ロ 同盟・中立労連は解散する（同盟は、民社との関係などのために「友愛会議」を、中立労連も連絡機関を残すことになっている）。

ハ したがって、ナショナル・センターとして残る組織は全民労連と総評だけになる。総評は、「連合」加盟組織の会費の一部を総評が負担するとしている（初年度は四割。この負担率は、「連合」の会費値上げにともない年々引きあげられていくであろう）。また、初年度一五人の役員（いわゆる三役を除く）を派遣することになっている。つまり、総評は人的、財政的にしだいに縮小していくのである。全民労連は年々強化され、総評は年々弱体化する。

ニ いわゆる「全統統一」が一九九〇年でなければならぬ点について、自治労本部は次のように解説している（「自治労通信」四二五号）。

総評の会費負担は、「ギリギリの努力をしても、三年が限度である」こと。「連合」のナショナル・センターとしての機能が高まれば、「総評傘下の加盟民間単産の『連合』への傾斜が、一層深まる」こと。「合理化」と組織問題による「大幅な総評会費納入人員の減少」によって、「総評の機能の維持・強化は極めて困難」なこと。以上の三つをあげて「全統統一」を急がなければならない、としている（五月一日の「自治労通信」の真柄論文の内容もほぼ同趣旨のものである）。

この文書はまことに素直で分りやすい。全民労連が発足すれば、民間単産が比重をそちらに移し、総評の機能が低下するから、官公労を含めて、総評全体として急いですり寄り、合体する必要があるといっているのである。これを「全統統一」と名づけたにすぎない。

なお、「週刊労働ニュース」（五月二五日号）の報道によれば、自治労中央委での執行部答弁の要旨は次のとおりである。

①「官民分断を固定しないために、全統統一に積極的に乗り出す必要がある。②全統統一の時期を明確にしないと、『連合』に加盟する総評民間単産が、運動の軸を『連合』に移動させ、総評運動が形骸化する懸念がある。③五項目補強見解の実現、三課題の克服については、引き続き全統統一に至る過程で解決する。④ICFTU問題についての総評方針は加盟の是非を含めて討議しようという内容で、加盟を前提にしたものではない」（注）。

（注）国際自由労連（ICFTU）に関する総評の新方針は、「加盟問題を含め関係強化の検討に着手する」ということであり、「運動の基調」の項では、「総評のこれまでの

国際活動の見直しの出発点として、「この提案をおこなっていることが明記されている。②「目標とプロセス」で決めた「労働四団体と民間代表……と官公労代表」による「全的統一準備会」（仮称）は、事実上ありえなくなった。

「全的統一準備会」をいうことにより、総評の「全的統一」の方針は全民労連を母体とするものではないこと、あるいは官民ブリッジでもないことの理由とされてきた。「全的統一準備会」はこれまでもたれてなかったが、急ぎよ、七月一日に「こんだん会」という形で開催されることになった。しかし、この点については、以下の事実をはっきりしておく必要がある。

イ 同盟、中立労連は「連合」発足とともに解散するのであるから、「こんだん会」がかりに継続されたとしても、一月以降は実質的な意味を失う。

ロ この点について、同盟の宇佐美会長は、芦村庸介氏のインタビュー（月刊太田黨レポート）六月三日号）に答えて次のように言っている。

「一月までの話で『連合』結成後は『連合』が主体となる。総評にとっては、大会乗り切りのいい切り札ができたわけだ」と。

同じインタビューのなかで、真柄事務局長も、「連合」発足後は『連合』と総評との定期会議という姿を想定している」と述べている。

労働四団体による「全的統一準備会」は崩れたのであって、それによる「全的統一」はないということである。したがって、「全的統一」が全民労連による吸収・合体でないというなら残るは官民ブリッジしかないことになる。

③官民ブリッジは、事実上全民労連を母体とする「統一」にしかならない。

総評の「目標とプロセス」にはさらに、総評の公務員共闘、公労協と、同盟の全官公との間（なお新産別の全施労は民間となり鉄道労連に吸収された）で、「官公労連絡懇談会」（仮称）を設置することになっている。しかし、全官公の態度は、同盟解散にそなえて全官公を連合体に改編し、「連合」への加盟を申請すること。「官公労連絡懇談会」への参加の条件として「基本構想」の承認、「統一労組懇」の排除をつきつけている。

こうしたなかで、総評幹部はこの「懇談会」の設置について、労働四団体間で基本的な了解点に達しているかの如き発言をおこなっている。しかし、はっきりしていることは、同盟の態度は変えられていないことであり、さらに総評側が、官公労統一の条件として、反行革闘争の強化を明確に提起していないことである。

したがって、このような条件下で「官公労連絡懇談会」がもたれるとすれば、総評側が「不一致点はもちこまない」という名目で、「行革」反対やスト権奪還、国家秘密法反対など旗を降し、事実上「基本構想」支持を明確にする場合であろう。

以上で、「全的統一」は労働四団体間の無条件統一という形ではありえず、事実の進展の方向は、全民労連を母体とする再編であることが明らかになった。われわれが今なにをすべきかを議論する時に、このような事態の進展を正確にとらえること、情勢の認識を統一することがぜひ必要である。総評の方が数が多いのだからなだれこめばいいといった、安易な、しかも事実の認識を欠いた主観的な判断をしてはならないからである。

② 右翼再編の推進は総評の武装解除に

全民労連を母体とする「統一」は右翼的再編であって、日本労働運動の武装解除を意味

する。なんのための「統一」なのかを、大衆的に明らかにすることが必要である。労働戦線の統一は、労働者の状態を改善するために、資本とたたかう力をつくりあげるためのものであり、逆にそれを弱めることであってはならない。ところが現在の動きは、労働運動の戦闘性を高めるのではなく、それを弱め、資本の支配力を強めるためのものがある。

①「合理化」協力、「成果配分」論にたつ全民労協路線では、資本主義の矛盾の深化のなかで、労働者のたたかいを強化することができないことが明らかになった。

イ 全民労協の主力組合は、円高不況を理由にして、労働者の生活の実態を無視し、賃上げ要求を自粛した。鉄鋼労連は賃上げ要求すらず、造船は一％程度しか要求しなかった。他の単産も、自ら決めた要求目安の六％すら下まわった。各単産の要求は、電機五・五％、自動車五％であり、円高差益で潤おう電力ですら五・六％にすぎなかった。

要求自粛の結果、当然のことながら、八七春闘は超低額回答に終わった。三・五％程度では、定昇を除くと一％台の賃上げにすぎない。しかも賃上げゼロを含めて、回答に大きなばらつきが生じ、全国統一闘争としての春闘の意義が根本的に問われる事態を生んだ。日経連総会の最後のあいさつで大槻氏は、「日本の年々の賃金決定は、当事者である労使の良識ある努力によって、大幅に正常化の道を進んできた」とほめたたえた。これは全民労協主導の春闘が生み出した事態である。

ブルジョア新聞ですら、次のようにいう状況である。

「……生産性上昇率に比べて、実質賃金上昇率がいつも低く抑えられてきたことが結局は日本企業の国際競争力の肥大、輸出急増、国際摩擦の激化となり、今日の円高不況を招いた原因の一つであるとの反省から、労組だけでなく政府も、適正なベアが必要であることを強調してきた」（四月一〇日、毎日「社説」）。

全民労協路線は、労働者状態の悪化にたいして、力をあわせてたたかうことを呼びかけるのではなく、労働者がまんを説き、資本への屈服を強めている。彼らが呼びかける統一は、資本の支配とたたかうためではなく、屈服のためであることが明らかになっている。

ロ 労資協調派幹部は、要求の自粛、つまり、労働者がまんを求めるのは「雇用を守るため」だとしている。しかし、彼らは、首切り反対を掲げてたたかうのではなく、労働者が希望退職募集や出向・配転に応じるよう圧力をかけている。そして他方で、産業・企業の救済策を「政策・制度要求」として、資本といっしょになって政府に要求している。資本の攻撃に対して、大衆闘争としてたたかうことを呼びかけていない。労資協調派幹部は、国鉄の「労使共同宣言」や平和協定を結ぶよう労働者に呼びかけているが、彼らの「統一」論は、労働者を資本の奴隷のみにひきこむものである。

ハ それだけではない。全民労協幹部は、「行革」推進を掲げ、官公労労働者の首切りと官公労の弱体化を主張している。これに対して総評官公労は、全民労協の「行革」推進の方針の撤回を求めず、官公労統一を何のためにすすめるのかをも明らかにしていない。官公労の統一に関して、反「行革」闘争の強化をいわないのは、全民労協へのすり寄りといわれても仕方がない。

「行革」によって国鉄、林野の大量首切りが強行され、国家公務員の定員削減、全通などの現業にも人べらし合理化攻撃が強められている。そして、「地方行革」によって、現

業の切り捨て、OA化による事務部門の「合理化」がさらに本格化する情勢にある。官公労働者に対するたたかひの強化は緊急の課題となっている。反独占のたたかひの強化をいわない「統一」論議は、ことの本質を見失っているといわざるをえない。

(3) われわれの任務

したがって、われわれの任務は労働者のたたかひのとりで、総評の路線と組織を守ることである。その解体を断じて許してはならない。同盟・JC路線による日本労働運動の統合Ⅱ右翼の再編を阻止しなければならない。

三、全民労連の発足は、社会党の基本政策の見直しに直結

一九八七年一月の日本社会党第五二回定期大会は、次の方針を決定した。

「労働戦線の統一については、一二月に全民労連が発足しますが、党は、これを支持し、さらに全的統一に向けた前進を期待します。この労働戦線の統一の動きを踏まえて党は、労働組合と政策の一致にもづく新たな支持・協力関係をつくりあげます」。

支持団体の全電通は、この大会で党が「新宣言」にもとづいて安保、自衛隊、日韓、エネルギー、食糧政策の見直しをおこなうことを執拗に求めた。そして、党内右派は、一月の全民労連の発足をまわって、一二月に予定される次期大会では、党の路線転換をはかるかまを明らかにしている。労働戦線の右翼的再編と党の基本路線転換は、まさに一体のものである。

社会党が基本政策を転換することは、社会党が社会党であることをやめるに等しく、全く民社党化することにはかならない。そしてそうなることは、社会党と民社党とが別々に存在する理由がなくなることもある。現に、山岸全電通委員長ら全民労協の主要な幹部たちは、社会党と民社党の「歴史的和解」をくり返し提唱し、電機労連などは、労働組合の運動方針にこれを掲げた（一九八五年度方針）。社会党の田辺前書記長と民社党の春日元委員長が、両党の「和解」について会合をもったことが伝えられ、全民労協は社会、民社の推せん議員を集め、政策研究会などをすすめている。さらに、次のような新聞報道がある。

六月一八日に、労働社会問題研究センター主催の「労働界再編・統一をめぐるセミナー」が開催されたが、山岸全電通委員長は、「連合」の求める政策の実現に協力する野党議員を増やしていくため、選挙では「連合」として推薦、応援することについて「合意」ができており、「共産党を除く」野党が政策の一致、共闘の強化を通じて統一会派をつくる」という発言をおこなっている（六月一九日、朝日）。

しかも、これらは個々の幹部の動きにとどまらないことを重視しなければならない。全民労協の「進路と役割」は、その「基本目標」のなかで、「政権を担いうる新しい政治勢力の形成に協力」することを唱い、「課題と使命」のなかでは、「連合」は政界再編の「起爆剤」となることを明記している。全民労協が社会党に路線転換を迫り、それによって野党再編を意図していることは明白である。

全電通は、社会党の支持団体でありながら、これまで東京五、七区、千葉一区その他で、社会党候補を推せんせず、他党の候補を推して選挙運動をやってきたのは周知のとおりである。

資料1 労研センターのよびかけ（一九八七・六・四）

総評の「全的統一」方針に強く反対

総評は去る五月二六日の拡大評議員会に八七年運動方針原案を提起し、これを基本として七月定期大会にかけることを決定した。方針案中の最重要課題は、労働戦線統一への総評の新たな取りくみの姿勢であり、総評は「労働戦線の全的統一によるナショナルセンター結成の目標を一九九〇年とする」ことを提起した。このことは三年後の総評解体を意味する。

われわれは官民全ての労働組合を結集する労働戦線の真の全的統一を従来から主張し、今後も支持するものであるが、総評が提案する方針案は真の全的統一実現の可能性を何ら保障するものではなく、逆に労働戦線の選別・右翼再編にくみするものであるばかりか、戦後日本の平和と民主主義の砦として闘ってきた総評の解体を性急に急ぐものであって反対である。

総評提案は「総評運動が築いてきた良き財産を全的統一達成後の次の時代へ継承する」と述べている。そのこと自体は総評の方針として当然のことである。

われわれが総評の提案に反対する**第一の理由**は、その総評の基本的立場を守り通す決意が何ら示されていないことである。総評運動の最大の財産の一つである春闘について、総評は全労協発足以降の春闘の停滞が何に起因し、総評運動のもう一つの財産である「要求実現のためのストライキと大衆行動の重視」を何故全労協の運動の中に拡大・定着させえなかったのかを明らかにすべきである。それは全労協幹部が資本とゆ着し、労働者の生活実態と要求を無視した結果、職場大衆の闘う意欲を引出しえなかったためではないか。

他方、総評は労資協調と生産性向上運動への協力をうたう「連合」の「進路と役割」を承認したが、そのことは反合理化・反行革の闘いを推進してきた総評運動の財産を発展させる道にどうつながっていくのか。結局、「連合」の路線を承認した上での統一である限り、総評運動の財産は継承されず、消滅させられるのみである。

第二に、総評のいう全的統一とは、総評加盟の統一労組懇系四単産をはじめ官民全ての労働組合を含めた全的統一と理解するが、「統一労組懇など」との対決とその排除を明記した「連合」の方針との矛盾をどう組合員大衆に理解させるのか。さらに、同盟は、官民統一の絶対条件として、左派の選別排除を基本理念とする「基本構想」の厳守を大会で明らかにしているが、総評は一切の選別を許さない統一四原則の厳守を貫徹し通す決意があるのかどうか。

第三に、国際自由労連加盟問題である。総評は七二年大会決定の労戦統一七方針の中で、「国内労働戦線統一の前提として特定国際組織への加盟を条件とすべきではない」ことを明らかにしている。総評の国際路線は、第二回大会で国際自由労連加盟を否定して以降「積極中立」路線を堅持し、その立場で国際自由労連とも世界労連とも友好と連帯の関係を保ってきた。いま総評が国内労働戦線の全的統一実現をめざすに当って、自らの統一七方針の原則を崩す理由は何一つないと考える。

国際自由労連も世界労連も単産加盟の道を認めており、どの国際路線を選ぶかは大衆討

議に基く各単産の態度決定に任ねるべきであつて、総評が特定の路線を決定し、傘下単産の方針をしばる必要は全くないのである。とくに総評運動が重視してきた平和の問題について言えば、日米安保条約を軍事同盟条約として反対した総評の態度に対し、国際自由労連が日米安保条約を認める態度をとつたため、国労、日教組などかつて国際自由労連に加盟していた諸組合が脱退した経緯を無視することはできない。

第四に、全的統一に至る過渡期における総評のあり方として、方針案は総評の運動領域の整理縮小、中小オルグの地方移管など、三年後の解体に備えた諸対策を推進することを打ち出しているが、全的統一の実現可能性が極めて不明確な段階であるにもかかわらず総評機能の一方的縮小を実施することは、加盟各単産及び四三〇万総評組合員へのナショナルセンターとしての指導とサービスの任務を放棄するものであり、取るべき方向ではない。われわれは中曽根の臨調行革・軍事大国化路線のもとで、日本の平和と民主主義がおびやかされ、労働者をはじめ勤労諸階層の生活と権利が危機に直面していることと、労使協調路線に基く「連合」への民間単産の結集が権力の圧力によって推進されていることは、自民党政府と独占の二一世紀にむけた支配体制強化の長期戦略と固く結びついているものと受けとめている。そして労働運動の中においても、民間での大量首切り合理化の容認、官公労を中心とした全面的な行革合理化への協力、そして安保・自衛隊、原発、対韓政策などの見直しなど社会党の現実的政策への転換を迫る右翼の勢力が台頭していることは、戦前の日本労働運動が犯したあやまちを再びくり返す危険な徴候である。

われわれはこうした労働運動の右傾化に抗して、反独占・反自民をめざす総評の戦闘的運動路線を再生させ、様々な反動攻撃と闘うために、総評指導部の提起する「労働戦線の全的統一」方針を強く反対することを明らかにし、全国の労研センターの同志及び幹部、活動家の仲間に対し、産別、単組及び地域で総評の解体を許さない闘いに全力をあげて取りくむことを、声を大にして呼びかけるものである。

◇ 編集部だより ◇

▽七月四日から二週間、「平和の船」で朝鮮、中国、ソ連に行くことになりました。「社会通信」は通常どおり発行の予定です。ただ、八月一日(第三四一)号が、七月後半の発行となり、いつもより一週間程度発送が遅れます。ご了解ください。

▽総評の解散は、このままでは総評第七七回大会で決められてしまう雰囲気にあります。なんとしても、総評解散の大会決定を許してはなりません。そのためにも坂牛報告(第三三七号)、増田報告(第三三九号)、そして今号の報告が実践されねばなりません。総評解散に反対する壮大な大衆運動をつくりあげようではありませんか。

▽第三三七号から三回にわたって、甲府駅闘争の経験をもつ宮坂義久氏に「墮落に抗して」と題し、清算事業団の仲間を激励する組織論について貴重な原稿を寄せていただきました。北海道、九州での組織づくりの報告を寄せてください。

▽国労は日本労働運動の機関車です。修善寺大会の成果は、日本労働運動の弱点克服の方向を示しました。地域共闘も国労の仲間とともに新たな前進を開始しました。たたかいはこれからです。ともにがんばりましょう。

昭和電工の労務政策と労働者意識

—— 資本の小集団活動とたたかう ——

昭和電工（総合化学会社、資本金四三七億円）の労働組合は、戦後一九四五～七年にかけて結成され、序々に戦闘性をもつようになり、やがて、総評・合化労連を中心とした階級闘争路線の立場に立ち、六〇年代までは一応左派系の組合と言われた。その後、資本の進める労務政策によって、次々と御用化の道をたどるのであるが、資本の本格的な組合切り崩し策によって、一九六三年に秩父（埼玉）、六四年に東長原（福島）で分裂させられ、会社派第二組合が結成された。その後、六七年に川崎、六八年に鹿瀬（新潟）、六九年千島（川崎）、七〇年富山、七四年研究所、七五年千葉で、丸ごと御用化させられてしまった。

一、労働組合対策から労働組合管理へ

昭和電工では一九五三年頃から通称「三田村学校」なる御用組合幹部育成機関に各工場から会社の業務出張という名目で送り込み、そこで教育、訓練された者を中心に「職場防衛隊」という組織をつくり、組合内批判分子を育成した。組合役員で個人的弱点のあるもの、末端職制がその中心となって、組合内部からの崩壊を画策したのである。その実効をあげるため、第一に労働者教育の徹底と、第二に職場支配体制を強化したのであった。

(1) 資本の御用活動家づくり

昭電の労働者教育は、入社時の教育からその後の日常教育まで一貫したものであるが、会社内外で教育を展開した。民社研、産業ゼミナール、近代労研、社労研、民主オルグ講座、富士政治大学校など、ともに労働者思想そのものに教育の重点がおかれているのが特徴である。

(2) 職務給賃金と新主任制度の導入

一九五五年に昭電は、それまでに年功序列型賃金体系を改め、同一労働、同一賃金を標榜して、職階・職務給制度を導入した。労働組合の抵抗はあったものの強行された。その結果、昇進しなければ賃金も上がらないという仕組みにされた。

一九六五年には、これまでの職制機構を改め、新主任制度を導入し、中間管理職を配置した。当初の会社説明によれば、その目的を「円滑な生産をすすめるための生産管理である」としていたが、内実は「生産管理、労務管理の比重を各々五〇％」とし、これまでの労務管理（課長→係長）から末端職制にまで任務を上げたのである。職場各々に主任（組合員）を配置することにより、労働運動そのものを管理するだけにとどまらず、反抗する者への弾圧、具体的権利のしめつけ、小集団運動の推進などにあたっている。

二、組合管理から個別管理へ

一九七〇年代中頃には、昭電の組合は丸ごと御用組合になった。しかし、資本は、常に労働者の反抗を心配している。そこで、労働組合の御用化にとどまらず、労働者個々人の思想と日常的行動を問題視し、労働者個々人を管理することとなった。そのために活用されたのが、QC、提案制度をはじめとする小集団管理と研修制度の強化であった。

(1) 個別指導計画

会社側の資料「個別指導計画」なるものを検討してみよう。

労働者個人の年齢、家族状況、勤続経過、性格、健康状態、趣味、現在の思想、行動の動向が分析され、今後一年間の「個別指導アプローチ計画」が立てられ、対策が講じられている。

Aについて。年齢四八歳。妻（四六歳）、長男（高三）、長女（中三） 社宅、新潟の実家に父母健在。新潟鹿瀬工場に入社後〇〇年に現職に配転、職階専門職。性格おとなしく、

まわりの影響を受けやすく単純。糖尿の気あり。趣味つき。現在は会社に協力的である。Aは、現在社宅に住んでおり、定年後は実家に帰るらしく、持家の予定はない。現在は会社に協力的であるが、さらにはつきりさせるためにかかわりを強める必要がある。趣味はつりなので、つりを通して組織する。三〜五月、つりに一緒に行く。六〜八月、家に呼んで日常話をする。九〜一〇月、Aの家にも行って、奥さんともしたしくなる。家族ぐるみのつきあいをする。組合の話、職場の話をする。十一月〜十二月、会社派組織に加入させる。このような計画に基づいて実践し総括し、また次の計画が立てられているのである。

(2) 思想教育としての小集団管理

リーダー組織、QC活動、提案制度、危険予知訓練(KYT)、レク活動、県人会、P
HP・スタディ等の雑誌購読、体力づくり運動など、例をあげればたくさんある。

たとえば、KYTや体力づくり運動は、「労働者本人のためにも良いのではないか。安全問題は労資共通の課題であり、災害は労働者本人がキズつくばかりでなく、会社にとっても大きな損失である」と宣伝し、労資一体で取り組む結果となる。

「シート・ベルト着用運動」もそうである。なるほど、それらの一つ一つのテーマ・事例は労働者にとって、けっしてマイナスとならない場合もある。

事例① 小集団活動が最も活発なA職場では、始業時間の三〇分前には職場に集まり、三々五々縄とび、鉄棒、腹筋・背筋運動をやっている。ラジオ体操も、テープ・レコーダーを持ち込んで、工場の音楽(八時三〇分)が鳴り出す前に終えて、八時三〇分は完全な作業開始時間となっている。職場の仲間は、大勢が鉄棒にぶらさがっている様子をメザシといひ、広く敷かれたシートの上で腹筋・背筋運動をしている様子をヒモノと言っている。

事例② Aは職場で作業中に九七〇度のアルミ浴湯をあびて手、足に火傷を受けた。火傷の苦痛は激しいものがあるが、大丈夫だといって病院にも行かず、工場内の診療所で治療したのみであった。Aの職場では無災害記録〇〇時間という目標を立てている。目標達成されれば、表彰される。Aが外部の病院にかかれれば労働災害となる。無災害記録を維持するために、火傷も痛くないということである。

事例③ Aは作業中、作業台から転落し足をネンザした。職場でその原因について皆で話し合ったところ、共同で作業していたBの不注意ということになった。Aは業務上災害の手続きはとらず、年休で私病として治療することにした。Bは責任を感じて、管理者にAとの示談の取りつぎを申し入れ、BがAに補償金として〇〇万円を支払うことになった。

事例④ Aは提案件数では工場のチャンピオンである。工場内ニュース、本社の社内報でも、大々的に取り上げられている。当時、社長は「Aさんのような人がいる限り、昭電の未来は明るい」とほめたたえた。Aは提案チャンピオンの秘訣として、「自動車にもメモとペンをおいておき、気がついたら、信号待ちの時にメモをする。夜、自宅で一杯飲む時も、一日の作業を思い出し、気のついたことをメモする」と、二四時間つねに仕事のことを頭において生活することが重要だと述べている。まさに二四時間労働である。社長にほめられたAも、その後退職してしまった。

三、小集団活動の帰結

しかし、具体的実践、体験から言えることは、第一に、安全・労災・職業病の原因は、資本主義的合理化によってもたらされるものであり、資本の責任であることは明らかである。よって、労資の利害が最もすぐ対立する課題であるはずであるが、小集団運動にあって、個人の責任論がまかり通り、階級対立は見えなくされているのである。第二に、「シート・ベルト着用運動」などのように、仕事外のことにおいても、資本が提起すれば、何事も自動的に労働者が言いなりになるという命令と服従の職場支配体制をつくり出している。

第三に、権利のしめつけ、慣習の侵害である。昭電の就業規則では、始業八時三〇分、終業一七時である。永年の慣習として、始業時間とは入門時間のことであり、終業時間は出門時間のことであった。ところが、八時三〇分に職場でラジオ体操の音楽が鳴り出す。進んだ職場では、ラジオ体操の前に鉄棒、背筋・腹筋運動、縄とびなどをやる。点数で目標を定めそれにしたがって毎日やるのである。この結果、当然ながら、八時三〇分の入門時間では遅すぎるから、やがて入門時間は早くなり、気がついた時には八時三〇分はまさしく「始」業となっている。労働時間の実質的延長である。

第四に、第一の問題点とも関連するが労働災害がけんざい化しなくなり、私傷病扱いが増大するという事実である。

第五に、労働者間の競争の激化と相互監視体制である。小集団管理は小グループ毎に目標を立て、グループ間で競争させながら実践させることを基本的手法としているのだから、これは当然グループ内での強制、競争をひきおこし、労働者間での相互監視となって表われる。目標達成はグループ全体の評価となる。非協力的な者、反対する者は、職場、グループ内で孤立する。目標達成度に応じて表彰され、このさい受ける賞金は職場の酒飲み会、旅行に使われる。当初は反対・非協力的であっても、仲間の眼が気になり、孤立をさけるために序々に巻き込まれていくのである。

第六は、成果発表会である。工場内、全社地域単位で成果発表会が行われる。「提案」などは、その件数をグラフに表わし、工場内に張り出す。この結果、人間の名誉欲なるものをかきたてると同時に、発表会に参加した者には、昼食会、パーティーなどが用意され、工場幹部、本比重役と懇談し、おほめの言葉をいただく。「君こそ、われわれのエースだ」「君のような人がいるかぎり、会社は発展する」などとおだてられ、自分こそ会社を背負って立っていると思いつき、その後、職場で先頭になって推進役をつとめるのである。

四、深まる矛盾、起ち上がる労働者

われわれ労働組合は、一人ひとりでは弱い労働者が、低賃金の中から金（組合費）を出し合い団結して、労働者の生活、権利を守り向上させるために存在するはずである。その労働組合が資本の意図に基づいて、資本になり変わって労働者を管理している。

国鉄においても同様に、労働者の首切りに積極的に協力するという「労使共同宣言」を進んで締結しようとする動きがある。

資本の労務政策が貫徹され労働組合が御用化された結果は、「モノ言えぬ職場」どころか、労働者個々の脳ミソを改造させられ、仲間の不幸の中に自分の幸せを求めるとある。あるいは、人間の姿をしたロボットにさせられてしまうのである。

さらに、家庭破壊、生活破壊となって現われてくるが、資本の巧妙な労務管理によって労働者が自然発生的に不満にたいし起ち上がる状況にはない。今こそ、活動家がひらき直って、資本と闘うことが問題である。大衆の見える闘い、資本と労働者の争点を大衆の前に常に明らかにし、闘いの方向と、展望を示すことである。

そのためには、まず、労働者としての基本的な権利思想の確立のための学習がなければならぬ。資本の本質と労資の階級対立の法則性を理解と実践の中から、はっきり再認識することである。資本にすりよっても、何ら解決されることはない。労働者が自分のおかれていた状態についての認識を正しくつかみ、その原因を明らかにし、進むべき道について正しく示すなら、労働者は必ず闘いに起ち上がる。雇用を守るために闘う、雇用を守るために資本にすり寄る。雇用を守りたいという要求は同じでありながら、その実現のために、「資本にすり寄り」「闘う」と分れるのはなぜか。ここをくり返し学び、討論し、活動家は確信をもち、拡める努力が要求されている。

(山下俊幸)

法を無視した「出向」強行

—— J R 東日本は労働委員会の勧告を守れ ——

会社の狙いは国労つぶし

J R 東日本（東日本旅客鉄道株式会社）社長・住田正二は、「労使協力で利用者に愛される」J R というたい文句とは裏腹に、国労組合員というだけでベテラン労働者や組合役員・活動家を本来の仕事（電車運転士・同検査修繕要員、駅の出改札や保線、電気関係従事員など）からはずし、直営店やそば・うどん・軽スナックや喫茶店などに差別配属しています。それはかりではありません。今度は、多くの国労組合員を団体交渉継続中にもかかわらず、本人の意向も聴かず、同意を得ないうちに一方的に出向命令を発令し、労働委員会の勧告すら無視して六月一八日からの出向を強行してきました。

労働委員会も国労の主張を認める

出向は明らかに大幅な労働条件の変更であり、団体交渉の結論をまつて行なわなければならないものです。また、出向を命令するにあたっては、本人の同意が必要であることは多くの裁判例や労働省の見解でもあきらかです。

私たち国鉄労働組合は、この間の J R 東日本の理不尽な国労敵視の態度を改めさせるために、やむを得ず関係する都・県の地方労働委員会に対して「誠実な団体交渉の継続と一方的な出向命令の撤回」を求める申請を行なってきました。

その結果、六月一三日には神奈川県、六月一五日には栃木県、六月一七日に東京都、そして六月一八日には千葉県各地方労働委員会から、J R 東日本の住田社長に対し「労働委員会の結論が出るまで団交を継続し、出向命令を強行しないよう」ということを主旨とした勧告や口頭要望が出されました。

誠実な団交を継続し出向命令の撤回を

この労働委員会の勧告や口頭要望をうけて、国労は会社側に対し「団交の誠意ある継続と出向命令の撤回」を申し入れたにもかかわらず、会社側は労働委員会の勧告を無視して、出向命令を撤回しないばかりか、それを強行するという暴挙に出ています。

法治国家のもとで、このような労組法に明記された団体交渉権の否認や、公的機関である労働委員会の勧告を無視する会社側の態度は、不当・不遜な違法なものという以外にありません。これからも、多くの労働委員会からも同様の勧告が続々と出される状況にあります。

私たちは、当然すぎるほど当然な国労の主張や労働委員会の勧告を無視しつづける J R 東日本に対して労働者の権利を守るために闘いを強めてゆく決意です。

安全やサービス問題と無関係ではない

みなさん！ このような J R 東日本の不法行為、国労敵視政策、国労差別にもとづくベテラン労働者の仕事はずしや労働条件の切り下げは、私たち国労組合員だけの問題ではなく、必ず「安全軽視やサービスの低下」として利用者のみなさんにもはねかえってくる問題です。すでに多くの新聞で報道されているような、初歩的なミスによる事故も多発しています。

不当な組合差別をなくし、明るい職場をつくり安全・快適な J R にすることが、J R 東

日本の労使に課せられた任務であるはずで、労組法に明記された労使間のルールを守り、労働者の働く権利を守る事こそ、その基礎でなければなりません。どうか、みなさんの国労に対するご支援と、J R東日本に対する抗議をおよせ下さるよう訴えます。

抗議 先 東京都千代田区丸の内一―六―五

東日本旅客鉄道株式会社 社長 住田正二殿

資料2 各地方労働委員会の勧告・要望

〈神奈川県地方労働委員会の勧告 六月一三日〉

被申立人（J R東日本）は、本件実効確保の措置について当委員会が決定するまでの間、申立人（国労）組合員九名に対する出向命令の実施を保留し、またこれに従わないことを理由として前記組合員に不利益を課してはならない。

〈栃木県地方労働委員会の勧告 六月一五日〉

本件出向命令の実施については、事態の重要性にかんがみ、当委員会において結論を得るまでの間、十分留意し、慎重を期せられたい。

〈東京都地方労働委員会の口頭要望 六月一七日〉

当事者双方から主張及び事情を聴取いたしました。審査委員としてはなお一週間を目途としてもう一度調査をしたいと考えます。

つきましては、次回の調査期日までに、当事者双方が出向の基準についてなお出来る限り団体交渉の努力を行い、また本件出向に関する苦情処理についても努力を払われるよう要望します。

また、会社においては、その間、本件出向について慎重に対処されるよう要望します。

〈千葉県地方労働委員会の勧告 六月一八日〉

被申立人（J R東日本）は、申立人（国労）らの組名員荻野正人に対する出向命令については、当委員会において結論を得るまで、その実施については慎重な配慮を行い、労使の対立による事態の悪化を事前に防止するよう努力されたい。

いたずらか、故意の挑発か？

――西独市民のソ連領空侵犯事件について――

五月二八日の朝、西独市民マティアス・ルストはヘルシンキ中央部にあるホスピツ・ホテルのフロントに降りてきて、三日間滞在したシングル・ルームの宿泊料を支払い、近郊のマルミ空港に向かった。空港で必要な手続きをすませた後セスナ172型に乗り込み、現地時間一二時二一分に離陸して西に針路をとった。飛行計画書によると目的地はストックホルムとなっていたが、離陸後数分で南に機首を転じ、続いてしだいに東方に針路を変え始めた。ヘルシンキ空港の管制官はこの突然の針路変更に気付いて無線連絡を試みたが、応答はなかった。ヘルシンキから約三〇〇kmのところまでその機影はあらゆるレーダーのスクリーンから消えてしまった。その後のいきさつは周知の通りだ。数時間後ルストのセスナ機はモスクワ上空に現れ、都心で何度か旋回した後、赤の広場の近くに着陸した。

最初はルストを英雄扱いにしていた西独のマスコミも、この飛行が決して一時の気まぐれやいたずらではなく、予め綿密に計画されたものであったことを示す新事実が次々に明らかになるにつれて、論調を変えてきた。

二カ月前にすでにフランクフルト・アム・マインのアイゼンシュミット地図会社はルストの注文を受けてヘルシンキルモスクワ間の航空図を同人あてに発送していたことが判明

した。ほぼ同じころ、問題のセスナ機が改装され、補助燃料タンクが取り付けられた。飛行中にソ連国境の方向へと針路を変えた後、ルストはオイル容器を海上に投棄し、その結果海面上に油の大きな斑点ができた。同じ地区を飛行中のヘリコプタがこれを発見した。フィンランド当局は西独機が遭難したと判断して捜索を開始した。何のために航空事故らしく見せかける必要があったのか？ 本当の針路から注意をそらすためではなかったのか？

ルストが学んだ航空クラブの所在地ハンブルクの新聞は、彼は図上や模型でコースを綿密に検討し、低空飛行の特殊性を研究していたと書いている。

ルストのモスクワ着陸の翌日にはもう「偶然その場に居合わせた外国人観光客」が撮影したと称するビデオフィルムが西独のTVのすべてのチャンネルを通じて放映されたという事情も、うさんくさい。「偶然に」ビデオカメラを持ち、必要な時刻に着陸場所の近くに「偶然に」居合わせ、「全く偶然に」ビデオテープを西側にすばやく送り届けるなど、偶然や不思議な暗合があまりにも多すぎないだろうか？ アウグスブルガー・アルゲマイネ紙も同じ質問を出している。ビデオの出来ばえはプロの水準だが、プロのオペレーターがたまたま着陸現場にいたとは、どうも話がうますぎるといのが同紙の疑問である。

本人と親しくしていた西独のパイロットたちの発言も、一匹オオカミの冒険説に疑惑を抱かせる。領空侵犯事件が明らかにされた直後、ケルンのエクスプレス紙は「この一幕のすべては、彼の仕業じゃないのだ」というルストの両親の談話を報道した。

だが彼でなければ誰の仕業なのか？ 誰がこの危険な冒険をやらせたのか？ 故意に国境を侵犯すればそれはルストにとつてきわめて不利な、まかり間違えば悲劇的な結果に終わる恐れがある。もしかしたらルストの冒険を祝福した人物は、まさにそういう結末をあてにしていたかも知れないのだ。

黒幕は誰なのか？ ルストは何か遠大な計画の犠牲にされたのではないか？——ライニッシュ・ポスト紙の解説者はこう問いかけている。彼に言わせると、ルストの飛行が二つの重要な政治的出来事——ワルシャワ条約加盟諸国政治諮問委員会ベルリン会議とモスクワで終了した核戦争防止国際医師会議第七回総会——とタイミングを合わせて行われていたという事情は、ソ連に上述のような見解を抱かせる理由の一つである。これらの出来事は広範な影響を呼びおこすはずだったが、西側のマスメディアの注目にはルストに集中してしまった、と同紙は指摘している。ライニッシュ・ポスト紙はもう一つの推測をも立てている。最近西側諸国でソ連への信頼が高まったので、デタラントの敵たちはルストの飛行が悲劇的結末に終わることを期待し、それによって世論を沸騰させ、ソ連を孤立させ、ジュネーブで進行中の軍縮交渉を妨害しようとした」というのだ。

西独紙のこの推理は実際に「当らずといえども遠からず」なのかも知れない。過去にもソ連を敵視する連中は一度ならず挑発を実施し、ソ連をめぐる情勢に新たに毒を流し、それを先鋭化させ、ソ連を他の諸国と対立させ、軍縮分野をも含めた重要な国際問題についてソ連が提案した解決案を「葬り去る」ために多くの人々の生命を死の脅威にさらしてきた。国際緊張緩和の見通しが開けたまさにその時点でソ連領空の侵犯(複数)が行われてきたことを想起するだけで十分だろう。

ルストの場合はどうか？ 着陸後彼の身柄は拘束され、ソ連刑法にしたがって取り調べが行われている。ちなみに西独の法律でもルストの行動はかなり厳しい責任を問われるはずだ。とすれば、この無謀さわるる行為はいったい何のために行われたのか？ 単なる自己顕示欲か、それをもっとも重大な目的を狙ったのか？ 取り調べの結果はこれらの問いに答えを出すはずだ。

◇ 読者からのおたより ◇

毎号が待ち遠しい「社会通信」です。先週、一時金闘争が妥結し、今日はこれを承認する中央委です。昨年よりさらに後退した内容―前もって予想されていたことですが―であるのに、ついにただの一回の決り集会―従来は一、二回、時間内一〇〜二〇%動員であった―も開かれなままの妥結でした。支部闘争委員会では、これについての支部からも異論はなかつたということです。全民労協支持を公言する市労連委員長のもとで、単組もズルズル右へ流されていきそうです。

単組では「区役所窓口事務の機能化」が市側から提案され、それにともない従来方針の変更が提案されました。今月末には臨時大会を開いて、従来の「住基人力絶対反対」の方針を変更する予定になっています。日本共産党も新左翼の大半も「やむなし」としており、可決されるもようです。同志とともに「反対」の意志表明をしようと努力しているところです。

(大阪・T)

毎号楽しみに読んでいます。私は地区労の専従事務局長をしていますが、労戦についてはヒシヒシと肌で感じています。しかし、職場末端では、何が問題なのか、なにも知らされずに、中央段階での動きで強引に進行させられています。この右翼的再編に反対となるのは、国労闘争であることはいまでもありません。昨日、久しぶりに国労の仲間が集まり、やっと毎週の会議、学習会を決め合ったところです。ややもすると情勢に流されそうになります。労働者とともに学習し合い、少しづつ自分で考え、自分で実践できる労働者・仲間づくりを自らを鍛えながらがんばりたいと思います。

(佐賀・M)

再購読します。貴社のご健闘を期待します。

(鹿児島・S)

当局の選別・差別のなか、清算事業団に送り込まれましたが、この不当な首切りを許さずにとたかっけたいと思います。

(北見・C)

私たち上部団体を持たない者にとって、労働運動の右傾化、全民労連の結成は、労働条件低下につながるものと危惧しています。ぜひ「党建協」に参加し、少しでも左派結集の力になりたいと思います。

(神奈川・W)

静岡で国労支援の市民会議をつくり、仲間とともに努力していることをメモしましたら、記事してくれました。ありがとうございます。労戦統一問題はいいよ決断を迫られる時期に来ています。「反対できる組織づくり」をめざしたいと思います。

(静岡・S)

きびしい連続のなかでつかんだ統一自治体選の勝利? この力を職場に地域に学習へとつないでいきたい。

(仙台・O)

購読者がふえました。

(紋別・T)

さきの市議選で動労の人たちと話し合う機会がありました。彼ら―動労組合員でも、動労の方針にかなり批判的で、とくにOB・先輩の人たちほど批判的でした。「これからは、お互いに足の引っ張り合いをしないと上にあがっていけないあ」と話していました。

(大阪・I)